

車検時の軽自動車税納税証明書の提示が省略可能になります

これまでは軽自動車の車検時に納税証明書を用意していただく必要がありましたが、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS、軽自動車検査協会が軽自動車税の種別割の納税情報を確認する仕組み)ができるため、令和5年1月から車検時の納税証明書の提示が原則として省略可能となります。

※ただし、従来の紙の納税証明書の用意が必要な場合もあります。



ご注意ください

- 軽自動車税種別割の納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。※車検をお急ぎの場合は、早めの納付をお願いします。
- 軽自動車税種別割を納付したにもかかわらず、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合や、転入直後で軽JNKSへの登録がされていない場合など、軽JNKSに関するご質問は、市区町村の軽自動車税担当課にお問い合わせください。

詳しくはこちらのサイトをご覧ください。 <https://www.lta.go.jp/jidousya/>



